

個人番号記入様式

該当する申告理由にチェックしてください。

- 1 個人番号（マイナンバー）に変更があった
- 2 組合員資格取得・被扶養者の認定（新規）
- 3 組合員資格取得・被扶養者の認定（再取得）→ 個人番号を変更したことが（あり・なし）

※ 新規で資格取得するとき（2に該当する場合）は、必ず個人番号を記入してください。

※ マイナンバーカードの紛失等により個人番号に変更があった場合は、必ず個人番号を記入してください。

【個人番号の利用目的について】

当組合は、番号法別表第1の24の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために個人番号を利用します。

組合員本人	所属所コード	0	0							職員番号又は 組合員番号							
	所属所名								組合員氏名								
	個人番号 (マイナンバー)																
	※被扶養者のみの個人番号の提出の際は、 組合員本人の個人番号は記入しないでください。								生年月日	年 月 日							

被扶養者	被扶養者氏名								生年月日	年 月 日						
	性別	男 ・ 女							続柄							
	個人番号 (マイナンバー)															
被扶養者	被扶養者氏名								生年月日	年 月 日						
	性別	男 ・ 女							続柄							
	個人番号 (マイナンバー)															

【注意事項】

- 本書の控えは所属所に残さないでください。
- 個人番号（マイナンバー）は、通知カード又は個人番号カードに記載の個人番号（12桁）を記入してください。
- 組合員の個人番号は、所属所に通知カード又は個人番号カードを提示し、記載内容の確認を受けてください。
- 被扶養者の個人番号は、組合員本人が通知カード又は個人番号カードにより、記載内容の確認を行ってください。